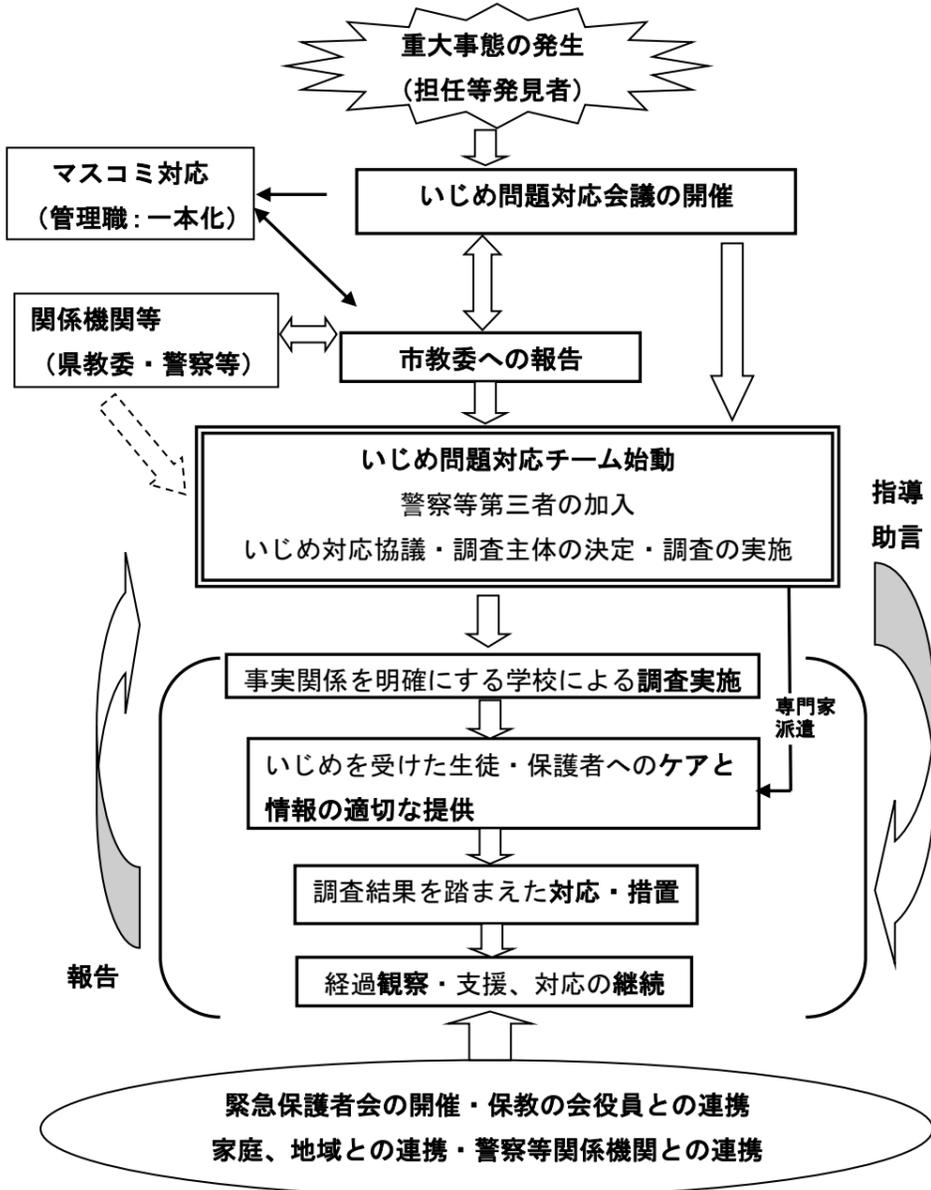


## 重要《いじめ防止対策推進法 第2条》

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

### 重大事態への対応（チャート図）



### 《いじめ初期対応の基本》

- さ 最悪の事態を想定して
- し 慎重に
- す 素早く
- せ 誠意をもって
- そ 組織をあげて

